

J A D I S C I O S U R E

ディスクロージャー誌

2022

J A 八丈島



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	7
事業のご案内	8
貸借対照表	12
損益計算書	14
注記表	16
剰余金処分計算書	24
部門別損益計算書	26
財務諸表の正確性等にかかる確認	28
損益の状況	29
共済事業	30
経済事業	32
その他の事業	34
当組合の組織	35
沿革・歩み	38

*注 各項目の金額は千円単位(千円未満切り捨て)又は百万円単位(百万円未満切り捨て)となっておりますが、小計・合計は各項目を円単位で計算後、千円単位(千円未満切り捨て)又は百万円単位(百万円未満切り捨て)にて表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE

2022

『信頼され、未来へ続く東京農業』について
組合員・地域のみなさまに
理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA八丈島へのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、JA八丈島の決算期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「-」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。



ごあいさつ

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A八丈島は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

経営方針

基本方針

当JAは令和3年1月26日の臨時総代会で決議されたとおり、令和3年5月24日にて利島及び小笠原地区の店舗の新設分割を行いました。新設分割された各地区の店舗はそれぞれ、「利島農業協同組合」「小笠原アイランズ農業協同組合」として、それぞれの地域の自主性を尊重し、自律的な運営を行っています。

加えて令和3年12月17日に開催された第1回臨時総代会において、組合名称を従来の「東京島しょ農業協同組合」より「八丈島農業協同組合」に変更する事が決議され、令和4年2月15日に東京都から正式に認可を受け、令和4年4月1日から「八丈島農業協同組合」と名称を変更し再出発致しました。

これに伴い令和4年度は、新生八丈島農業協同組合としての事業の再出発を図り経営の土台を固める重要な期間であるため、この期の経営については次の方針で臨む次第です。

(1) 新規の事業には取り組まず、現在行っている事業を着実に実施致します。将来に向けて取り組む事を想定している事業については、資料の収集や制度、関係法規などの調査に努めます。

(2) 計画期間中における見直しは、微調整に留めます。

(3) 利島店及び父島支店（母島支店含む）の共済事業の八丈島農業協同組合への移管及び、信連小笠原島代理店の廃止に伴い、信用・共済事業においては遠隔地の顧客対応への事務が増大するので、この対応に努めることとします。

「地域の活性化」への貢献

当組合は、八丈島を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であると共に、地域農業の活性化に資する専門農協でもあります。
また、JA東京信連の代理店として、貯金等の信用業務も行っていきます。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

農協法の理事構成要件の改正もふまえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者の登用拡大に向けて取り組みます。

自ら策定した自己改革の取組施策を着実に実践するため、経営資源のシフトや人材育成を通じ、営農・経済事業の体制を強化します。

個人情報保護方針

八丈島農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

八丈島農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」といいます。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当

1. 組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力との決別）

2. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

3. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

4. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

（取引時確認）

5. 当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な処置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

6. 当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

- ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。
- ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

事業の概況

当農協は令和3年1月26日開催の臨時総代会において、利島地区・八丈島地区及び小笠原地区の3地区に再編成する新設分割計画が承認され、令和3年5月24日にそれぞれの地域の自主性を尊重し、自律的な経営が行える農協として、それぞれJA東京島しょ、JA利島、JA小笠原アイランスとして再出発することとなりました。

さらに令和3年12月17日開催の臨時総代会において、JA東京島しょからJA八丈島に名称変更する事が承認され、令和4年4月1日付で正式に名称変更し、本来の八丈島地区の農業の発展及び組合員への支援を基幹とした農協へ名実共に再出発を図る事となりました。

第1期目であるとともに、実質的に分離独立の最初の期となる令和3年度は、分離独立に関する諸費用も生じ事業利益段階で約19百万の赤字となりましたが、最終的には約15百万円の利益を計上することが出来ました。

① 共済事業

組合員・島民の満足度向上と職員の資質向上に努め、保障ニーズに応えた商品の普及活動に取り組みましたが、共済の新契約につきましては、目標額202,000万円に対して年度末実績額304,700万円となりました。また、長期共済保有高は満期共済契約の増加等により8億円減少して年度末保有高524億円となりました。

② 購買事業

取扱量の拡大のために肥料等のセール・キャンペーンに取り組みましたが、コロナ禍で生産資材・生活物資共に商品の売上が低迷した状況と、生活物資に関しては店舗の分離独立に伴いLPガス等の取扱が大幅に減少したものの、分離独立に伴う在庫処分や会計の見直し等で供給高は計画を上回る形となりました。

購買事業全体の供給高は、計画額20百万円に対して年度末実績額321百万円で計画対比123.4%となりました。

《生産資材》

生産資材の供給高は、計画額166百万円に対して年度末実績178百万円で計画比107.3%（12百万円増）となりました。

《生活資材》

生活資材の供給高は計画額93百万円に対して年度末実績143百万円で計画比153.7%（50百万円増）となりました。

③ 販売事業

担い手不足等による農業生産力の低下、販売価格の低迷、さらにはコロナ禍などによる影響が見受けられましたが、農産物の販路拡大や共撰共販促進等に努めました。

受託販売品においては、鉢物、ルスカスなど一部の農産物においては、東京オリンピックの開催や新型コロナの在宅生活に伴う特需があり、取扱高は好調に推移しております。

買取販売品においては、新設分割に伴い利島店の林産物や小笠原地区の野菜（食料品）の取扱が終了したことで、買取販売品の実績が大幅に低下しました。

販売事業総利益は、計画額26百万円に対して年度末実績額36百万円で計画対比138.4%（10百万円増）となりました。

④ 代理店事業

東京都信用農業協同組合連合会の代理店としての業務は、同連合会のご指導とご支援の下、順調に業務を進めることができました。

(3) 事業の経過

年 月 日	事 項	内 容
(総代会)		
令和3年6月25日	第20回通常総代会	令和2年度事業報告、令和3年度事業計画の設定等
(臨時総代会)		
令和3年12月17日	第1回臨時総代会	監事補選、定款の一部変更について
(理事会)		
令和3年4月23日	第1回理事会	令和2年度決算結果報告、固定資産取得等
令和3年5月24日	第2回理事会	令和2年度決算結果最終報告、総代会附議事項等
令和3年6月25日	第3回理事会	業務報告書について、内部監査計画について、夏季賞与支給等
令和3年7月26日	第4回理事会	令和2年ディスクロージャーについて、資産処分について等
令和3年8月25日	第5回理事会	令和3年コンプライアンスプログラムについて等
令和3年9月25日	第6回理事会	令和3年仮決算について、組合員資格について等
令和3年10月25日	第7回理事会	仮決算結果について、都常例検査に対する改善報告について等
令和3年11月24日	第8回理事会	臨時総代会上程議案について、主たる事業所の廃止について等
令和3年12月17日	第9回理事会	農業機械利用規程について等
令和4年1月25日	第10回理事会	LPGガス料金改定について、農業機械利用規程について等
令和4年2月25日	第11回理事会	定款の変更について 令和3年度本決算見直しについて等
令和4年3月23日	第12回理事会	育児・介護規程の改正について、信連出資減口について等
(監事会)		
令和3年6月25日	第1回監事会	令和3年度の監事報酬額について
令和3年12月17日	第2回監事会	代表監事の互選について
(検査・監査)		
令和3年11月1日～2日	東京都常例検査後指導	常例検査時指摘事項の改善状況の確認、及び指導
令和4年2月22日～3月1日	J Aバンク都信連監査(代理店業務関連)	業務運営、事務処理、現金等の実査、行政検査・中央会監査・監事監査等の指摘事項の改善状況、防災防火管理業務、個人情報保護関係
(八丈島地区)		
令和3年4月23日	第1回事業運営委員会	組合員の資格他
令和3年5月24日	第2回事業運営委員会	組合員の資格他
令和3年6月25日	第3回事業運営委員会	組合員の資格他
(その他)		
令和3年5月17日	八丈島農業振興青年研究会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
※以下の団体は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、直接開催を避け書面議決による開催		
令和3年5月～6月	管内連絡協議会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島あしたば部会 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島ロベ共撰共販組合 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島レザー共撰共販組合 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島ルスカス共撰共販組合 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島切葉切花共撰共販組合 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島公設市場出荷組合 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島レモン生産出荷部会 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島女性部会 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年5月～6月	八丈島鉢物部会 総会	令和2年度事業実績、令和3年度事業計画他について
令和3年6月17日	施設整備事業生産者説明会	施設整備事業説明(レザー、ルスカス、切葉切花、公設市場、鉢物)
令和3年10月1日	棚卸・監査	仮決算棚卸及び監査
令和3年11月2日～3日	第50回東京都農業祭	ロベ、レザー、ルスカス及びキキョウラン、アスタバの品評会出品
令和4年3月31日	棚卸・監査	本決算棚卸及び監査
(利島店)		
事業運営委員会		
令和3年4月24日	第1回 事業運営委員会	新設分割の進捗状況について 資金繰りについて
その他		
令和3年5月15日	利島村との協議会	新設分割についての説明及び今後の協力体制について
(父島・母島合同)		
事業運営委員会		
令和3年4月27日	第1回合同事業運営委員会	新設分割についての説明及び今後の協力体制について

(4) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

当JAは令和3年1月26日の臨時総代会で決議されたとおり、令和3年5月24日にて利島及び小笠原地区の店舗の新設分割を行いました。新設分割された各地区の店舗はそれぞれ、「利島農業協同組合」「小笠原アイランズ農業協同組合」として、それぞれの地域の自主性を尊重し、自律的な運営を行っています。

加えて令和3年12月17日に開催された第1回臨時総代会において、組合名称を従来の「東京島しょ農業協同組合」より「八丈島農業協同組合」に変更する事が決議され、令和4年2月15日に東京都から正式に認可を受け、令和4年4月1日から「八丈島農業協同組合」と名称を変更し再出発致しました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

食農教育や地産地消の一環として、学校給食への地元農産物の供給をしております。行政と連携し、農業祭、産業祭等の農業関連イベントを実施、また地域行事等の協賛後援を実施しております。また、都内農業祭等の出品やTV、新聞等マスコミの取材等にも積極的に協力し、島嶼農産物のPRに努めております。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

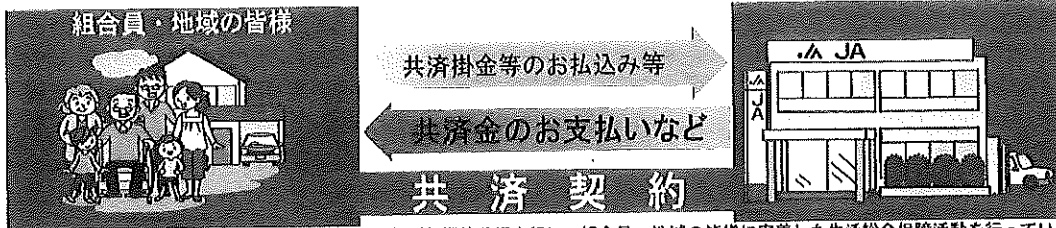
毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

事業のご案内

共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
がん共済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	「長生の時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。
子ども共済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火災共済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自賠償共済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車（バイク・原付も含みます）に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

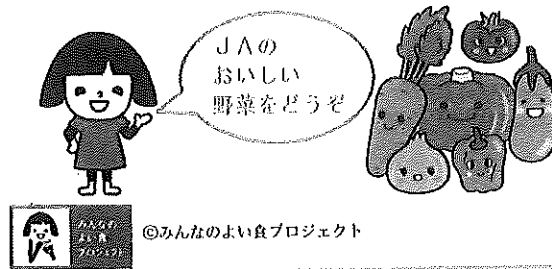
経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



指導事業

八丈島は東京都都心から南方287kmの海上にあり、内地とは異なる地勢・気象・運輸に加え、少子高齢化による農業従事者の減少など大変不利な条件下にあります。

島の特性を十分に生かし、八丈島という地域に合った安定した営農活動を実施できる様、行政と緊密な連絡を取り、農業生産の増産を図ってまいります。

また、近年では原発や食の安全の問題性が高まっている事も重視しながら、あわせて「農業の安全適正使用の遵守」にも取り組んでまいります。

利用事業

島の実情を踏まえ、組合員が効率よく農業生産活動を行えるよう、諸施設、農機具等の有効活用に努め、組合員の用に供します。

代理事業

JAバンク東京信連代理店業務については、組合員・地域住民の皆様役に立ち、地域生活の基盤となる事業を行うことにより、島内の活性化に努めるべく、これらの事業を実施してまいります。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業資産	255,026	95,728
(1) 現金	6,957	7,014
(2) 預金	248,069	88,713
系統預金	147,265	61,687
系統外預金	100,804	27,026
2. 共済事業資産	386	1,157
(1) その他の共済事業資産	386	1,157
3. 経済事業資産	214,516	88,622
(1) 経済事業未収金	61,678	7,890
(2) 経済受託債権	19,810	10,246
(3) 棚卸資産	138,009	71,157
購買品	94,690	64,526
その他の棚卸資産	43,319	6,631
(4) その他の経済事業資産	46	52
(5) 貸倒引当金	△5,028	△725
4. 雑資産	99,994	50,633
(1) 雑資産	99,994	50,633
5. 固定資産	318,031	188,673
(1) 有形固定資産	314,148	185,454
建物	385,363	214,418
機械装置	4,744	16,992
土地	191,048	96,668
その他の有形固定資産	225,938	205,087
減価償却累計額	△492,946	△347,712
(2) 無形固定資産	3,882	3,218
その他の無形固定資産	3,882	3,218
6. 外部出資	385,115	377,719
(1) 外部出資	385,219	377,719
系統出資	352,189	345,689
系統外出資	33,030	32,030
(2) 外部出資等損失引当金	△103	-
資産の部合計	1,273,071	802,538

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業負債	180,000	180,000
(1) 借入金	180,000	180,000
2. 共済事業負債	51,772	52,037
(1) 共済資金	28,607	29,723
(2) 未経過共済付加収入	22,915	22,115
(3) その他の共済事業負債	249	249
3. 経済事業負債	31,343	20,029
(1) 経済事業未払金	19,499	11,856
(2) 経済受託債務	6,751	8,173
(3) その他の経済事業負債	5,091	-
4. 雑負債	101,691	28,527
(1) 未払法人税等	4,376	343
(2) その他の負債	97,315	28,184
5. 諸引当金	162,503	88,800
(1) 賞与引当金	6,546	3,136
(2) 退職給付引当金	109,087	65,311
(3) 役員退職慰労引当金	46,870	20,353
負債の部合計	527,311	369,435
・純資産の部		
1. 組合員資本	745,759	433,093
(1) 出資金	229,772	201,537
(2) 利益剰余金	518,929	235,196
利益準備金	175,911	182,288
その他の利益剰余金	343,018	52,907
特別積立金	760	760
当期末処分剰余金	342,257	52,147
(うち当期剰余金)	(31,882)	(15,658)
(3) 処分未済持分	△2,942	△3,640
純資産の部合計	745,759	433,093
負債及び純資産の部合計	1,273,071	802,538

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事業総利益	438,854	229,498
事業収益	970,193	505,278
事業費用	531,338	275,780
(1) 共済事業収益	78,458	76,331
共済付加収入	76,030	72,722
その他の収益	2,428	3,609
(2) 共済事業費用	5,836	6,284
共済推進費	3,976	4,488
その他の費用	1,859	1,795
共済事業総利益	72,622	70,047
(3) 購買事業収益	533,739	327,956
購買品供給高	522,675	321,508
その他の収益	11,064	6,447
(4) 購買事業費用	382,129	260,371
購買品供給原価	316,630	235,074
購買品供給費	44,359	20,147
その他の費用	21,139	5,150
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,405)	(△1,987)
(うち貸倒損失)	(148)	-
購買事業総利益	151,610	67,584
(5) 販売事業収益	200,076	43,035
販売品販売高	174,774	9,013
販売手数料	18,198	20,967
その他の収益	7,103	13,054
(6) 販売事業費用	137,426	6,621
販売品販売原価	125,071	3,888
販売費	9,834	1,775
その他の費用	2,521	956
(うち貸倒引当金繰入額)	(127)	-
販売事業総利益	62,649	36,413
(7) 加工事業収益	1,175	1,602
(8) 加工事業費用	1,342	951
加工事業総利益	△166	651
(9) 利用事業収益	9,467	28,728
利用事業総利益	9,467	28,728
(10) その他事業収益	146,195	26,652
(11) その他事業費用	4,053	720
その他事業総利益	142,141	25,932
(12) 指導事業収入	1,081	971
(13) 指導事業支出	550	830
指導事業収支差額	530	141
2. 事業管理費	414,630	249,455
(1) 人件費	313,778	183,524
(2) 業務費	24,335	13,048
(3) 諸税負担金	6,611	6,791
(4) 施設費	67,472	44,040
(5) その他事業管理費	2,431	2,051
事業利益	24,224	△19,966

3. 事業外収益	13,740	34,595
(1) 受取雑利息	126	102
(2) 受取出資配当金	6,934	7,819
(3) 賃貸料	3,668	2,413
(4) 償却債権取立益	2,288	3,234
(5) 雑収入	723	21,026
4. 事業外費用	1,103	1,436
(1) 支払雑利息	854	1,165
(2) 寄付金	25	-
(3) 雑損失	223	-
経常利益	36,860	13,472
5. 特別利益	60,490	10,648
(1) 固定資産処分益	1,299	3,023
(2) 一般補助金	45,100	7,623
(3) その他の特別利益	14,090	-
6. 特別損失	59,676	8,118
(1) 固定資産処分損	1,542	495
(2) 固定資産圧縮損	56,419	7,623
(3) その他の特別損失	1,714	-
税引前当期利益	37,674	16,001
法人税・住民税及び事業税	5,792	343
法人税等合計	5,792	343
当期剰余金	31,882	15,658
当期首繰越剰余金	310,375	36,488
当期末処分剰余金	342,257	52,147

◇ 令和3年度

第 1 期 注記表

八丈島農業協同組合

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
- ②子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ③その他有価証券

(イ) 市場価格のない様式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、と事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

農業用機械等を共同で利用する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修を提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当J Aは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当J Aが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当J Aが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、その他の収益として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当J Aが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当J Aは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 725 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は985,568千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	144,751千円	構築物	749,725千円	機械及び装置	12,846千円
車両運搬具	33,233千円	器具備品	25,048千円	無形固定資産	19,965千円

V. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額0千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		109,087 千円
退職給付費用		8,900 千円
退職給付の支払額	△	52,676 千円
期末における退職給付引当金		65,311 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	65,311 千円
未積立退職給付債務	65,311 千円
退職給付引当金	65,311 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	8,900 千円
合計	8,900 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金2,862千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、20,353千円となっています。

VI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記における5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

第 20 期 注記表

東京島しょ農業協同組合

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）

②子会社株式 : 移動平均法による原価法

③その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用に計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負見込額に基づき計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載しておりました事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金についての情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

5,028 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は977,645千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	144,751千円	構築物	749,725千円	機械及び装置	4,923千円
車両運搬具	33,233千円	器具備品	25,048千円	無形固定資産	19,965千円

Ⅴ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当JAの給付額33754千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		108,886 千円
退職給付費用		17,224 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△	千円
退職給付の支払額	△	17,024 千円
期末における退職給付引当金		109,087 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務		109,087 千円
確定給付企業年金制度	△	千円
未積立退職給付債務		109,087 千円
退職給付引当金		109,087 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用		17,224 千円
特定退職金共済制度への拠出金		千円
臨時に支払った割増退職金		千円
合計		17,224 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,516千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、46,870千円となっています。

VI. 重要な後発事象に関する注記

東京島しょ農業協同組合（以下「甲」という。）を新設分割組合、利島農業協同組合（以下「乙」という。）及び小笠原アイランズ農業協同組合（以下「丙」という。）を新設分割設立組合とする新設分割契約書を令和3年1月26日に締結し、この契約に基づき、令和3年5月24日に新設分割しました。

1. 新設分割設立組合の名称

- (1) 利島農業協同組合
- (2) 小笠原アイランズ農業協同組合

2. 新設分割の目的

農業協同組合の基盤を共有する地域の農業者が相互に助け合い、地域の農業を振興する農業協同組合の原点に立ち返り、地域に根差した組織に衣替えするために、利島村地区、八丈島地区及び小笠原地区の3地区に再編成し、それぞれの地域の自主性を尊重するとともに、自立的な経営が行える環境を整えるために行うものです。

3. 新設分割日

令和3年5月24日

4. 分割比率及び算定方法

純資産 甲58.7% 乙19.2% 丙22.1%

合併時の持込資産と以降の経営実績等を勘案して算定。

5. 出資1口当たりの金額 1,000円

6. 新設分割設立組合に承継させた資産、負債、純資産の額及び主な内訳

乙 資産166,540千円 負債28,740千円 純資産137,800千円（うち出資金10,655千円）

丙 資産211,328千円 負債53,060千円 純資産158,268千円（うち出資金15,117千円）

なお、上記の額及び分割比率は令和2年度末の数値を想定したもので、決算確定値により若干の変動の可能性があります。

これらについては帳簿価格で評価しています。

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年6月25日総代会承認	令和4年6月24日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	342,257	52,147
剰余金処分額 (B)	6,377	3,132
利益準備金	6,377	3,132
次期繰越剰余金 (A - B)	335,860	49,015

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額783千円が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
繰越額	1,595	783

部門別損益計算書

◇ 令和3年度

区 分	合計	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	505,278	76,331	401,322	26,652	971	
事業費用 ②	275,780	6,284	267,944	720	830	
事業総利益 (①-②) ③	229,498	70,047	133,377	25,932	141	
事業管理費 ④	249,455	26,497	148,298	55,779	18,880	
(うち減価償却費 ⑤)	9,996	1,919	5,660	1,845	571	
(うち人件費 ⑤')	(183,524)	(18,664)	(85,761)	(79,062)	(36)	
※うち共通管理費 ⑥		7,675	35,266	32,512	15	△75,469
(うち減価償却費 ⑦)		(1,532)	(7,040)	(6,489)	(3)	(△15,066)
(うち人件費 ⑦')		(18,664)	(85,761)	(79,062)	(36)	(△183,524)
事業利益 (③-④) ⑧	△19,956	43,549	△14,920	△29,847	△18,739	
事業外収益 ⑨	34,595	3,518	16,166	14,903	6	
※うち共通分⑩		3,518	16,166	14,903	6	△34,595
事業外費用 ⑪	1,166	118	544	502	-	
※うち共通分⑫		118	544	502	-	△1,166
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	13,472	46,949	701	△15,445	△18,732	
特別利益 ⑭	10,646	1,082	4,975	4,585	2	
※うち共通分⑮		1,082	4,975	4,585	2	△10,646
特別損失 ⑯	8,118	825	3,793	3,496	1	
※うち共通分⑰		825	3,793	3,496	1	△8,118
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	16,001	47,206	1,883	△14,355	△18,732	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		1,906	8,755	8,068	△18,732	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	16,001	45,299	△6,872	△22,425	-	

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	10.17%	46.72%	43.09%	0.02%	100.00%
営農指導事業	10.18%	46.74%	43.08%	-	100.00%

◇ 令和2年度

区 分	合計	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	970,193	78,458	442,757	447,895	1,081	
事業費用 ②	531,338	5,836	342,101	182,850	550	
事業総利益 (①-②)	438,854	72,622	100,656	265,045	530	
事業管理費 ④	414,630	44,022	148,652	200,215	21,738	
（うち減価償却費 ⑤）	17,830	2,221	6,949	8,007	652	
（うち人件費 ⑤'）	(313,778)	(35,322)	(128,897)	(139,799)	(9,758)	
※うち共通管理費 ⑥		9,849	37,924	39,088	2,843	△89,705
（うち減価償却費 ⑦）		(1,026)	(3,951)	(4,072)	(296)	(△9,346)
（うち人件費 ⑦'）		(27,605)	(106,290)	(109,552)	(7,969)	(△251,418)
事業利益 (③-④)	24,224	28,599	△47,996	64,829	△21,208	
事業外収益 ⑨	13,740	1,508	5,808	5,986	435	
※うち共通分⑩		1,508	5,808	5,986	435	△13,740
事業外費用 ⑪	1,103	121	466	481	34	
※うち共通分⑫		121	466	481	34	△1,103
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	36,860	29,986	△42,653	70,344	△20,808	
特別利益 ⑭	60,490	6,641	25,572	26,356	1,917	
※うち共通分⑮		6,641	25,572	26,356	1,917	△60,490
特別損失 ⑯	59,676	6,552	25,228	26,002	1,891	
※うち共通分⑰		6,552	25,228	26,002	1,891	△59,676
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	37,674	30,075	△42,309	70,690	△20,782	
営農指導事業分 配賦額 ⑱		2,298	6,540	11,943	△20,782	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑬-⑱)	37,674	27,777	△48,849	58,747		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(人員割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	共 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費	10.98%	42.27%	43.58%	3.17%	100.00%
営農指導事業	11.06%	31.47%	57.47%		100.00%

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月30日

八丈島農業協同組合

代表理事組合長 菊池 勝男

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	444	432	435	438	229
信用事業収益	-	-	-	-	-
共済事業収益	89	89	83	78	76
購買事業収益	485	504	509	533	327
販売事業収益	255	258	237	200	43
その他事業収益	156	131	139	146	26
経常利益	30	16	4	36	13
当期剰余金	68	11	20	31	15
出資金	282	250	231	229	201
(出資口数)	-	-	-	-	-
純資産額	693	701	714	745	433
総資産額	1,282	1,175	1,192	1,273	802
貯金等残高	-	-	-	-	-
貸出金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
剰余金配当金額	-	-	-	-	-
出資配当額	-	-	-	-	-
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数	61	64	68	67	34

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っていません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	4	3,240,410	3	3,056,010
	定期生命共済	-	7,000	-	7,000
	養老生命共済	3	1,938,000	3	1,784,000
	(うちこども共済)	3	495,500	3	449,500
	医療共済	4	64,000	-	53,500
	がん共済	-	1,000	-	1,000
	定期医療共済	-	33,200	-	32,500
	年金共済	2	5,000	1	5,000
建物更生共済		180	47,937,830	186	47,485,830
合 計		193	53,226,440	195	52,424,840

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		4	1,042	-	1,045
がん共済		-	50	2	62
定期医療共済		-	67	-	60
合 計		4	1,159	2	1,167

4 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	2	59,410	1	57,550
年金開始後	-	64,490	-	61,090
合 計	-	123,900	1	118,640

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	456	5,588,240	5,178	432	5,270,420	4,505
自動車共済	1,911		47,016	1,909		47,552
傷害共済	7	29,000	73	5	19,000	49
定額定期生命共済	-	-	-	-	-	-
賠償責任共済	43		140	22		73
自賠償共済	2,933		22,084	1,349		10,267
合 計	5,350		74,491	3,717		62,446

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠償共済は掛金総額です。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	44,187	42,470
農薬	47,693	16,847
飼料	6,708	5,032
農業機械	3,215	11,549
燃料	4	1
包装資材	39,742	36,132
保温資材	42,521	41,985
建築資材	1,821	579
その他生産資材	40,314	23,462
小 計	226,205	178,057
生活物資		
米	6,544	4,652
食料品	103,538	73,917
衣料品	2,351	1,934
耐久消費財	68	15
日用保険雑貨	15,759	5,574
家庭燃料	168,210	56,159
その他	-	1,200
小 計	296,470	143,451
合 計	522,675	321,508

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
野菜	22,584	23,752
果実	4,851	9,045
花き・花木	407,404	486,550
その他畜産物	3,444	12,541
その他農林水産物	5,098	9,951
合 計	443,381	541,839

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	販売高	販売高
野菜	133,723	-
林産物	41,050	9,013
合 計	174,773	9,013

その他の事業

1 加工事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
加工収益	1,175	1,602
合 計	1,175	1,602
費用		
加工費用	1,342	951
合 計	1,342	1,602
差 引 利 益	△166	651

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	909	909
実費収入	9	9
健康管理収入	-	-
指導雑収入	161	53
合 計	1,081	971
支出		
営農改善費	-	-
生活文化事業費	-	16
教育情報費	171	178
健康管理費	-	-
指導雑費	379	636
合 計	550	830
収 支 差 額	531	141

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
利用収益	9,467	28,728
合 計	9,467	28,728
費用		
利用費用	2	-
合 計	-	-
差 引 利 益	9,467	28,728

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
正組合員数	1,761	1,582	△179
個人	1,750	1,574	△176
法人	11	8	△3
准組合員数	2,739	2,262	△477
個人	2,721	2,250	△471
法人	18	12	△6
合 計	4,500	3,844	△656

※組合の新設分割に伴い新設組織に組合員を委譲したため、組合員数が大幅に減少しました。

2 組合員組織の状況

(令和4年3月31日 現在)

組 織 名	構 成 員 数
八丈島ロベ共撰共販出荷組合	260名
八丈島レザーファン共撰協販売出荷組合	15名
八丈島ルスカス共撰共販出荷組合	33名
八丈島切葉切花共撰共販出荷組合	45名
八丈島鉢物部会	31名
八丈島公設市場出荷組合	87名
八丈島あしたば部会	17名
八丈島レモン生産出荷組合	23名
八丈島ユーカリ部会	6名
八丈町全域地区複合経営促進施設利用組合	21名
八丈島農業振興青年研究会	49名
八丈島女性部	21名
大賀郷地区畑地かんがい施設利用組合	36名
中之郷定置配管施設利用組合	122名
八丈島切葉切花研究会	40名
サンダーソニア部会	3名
中之郷園芸研究会	26名

当JAの組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和4年4月1日 現在)

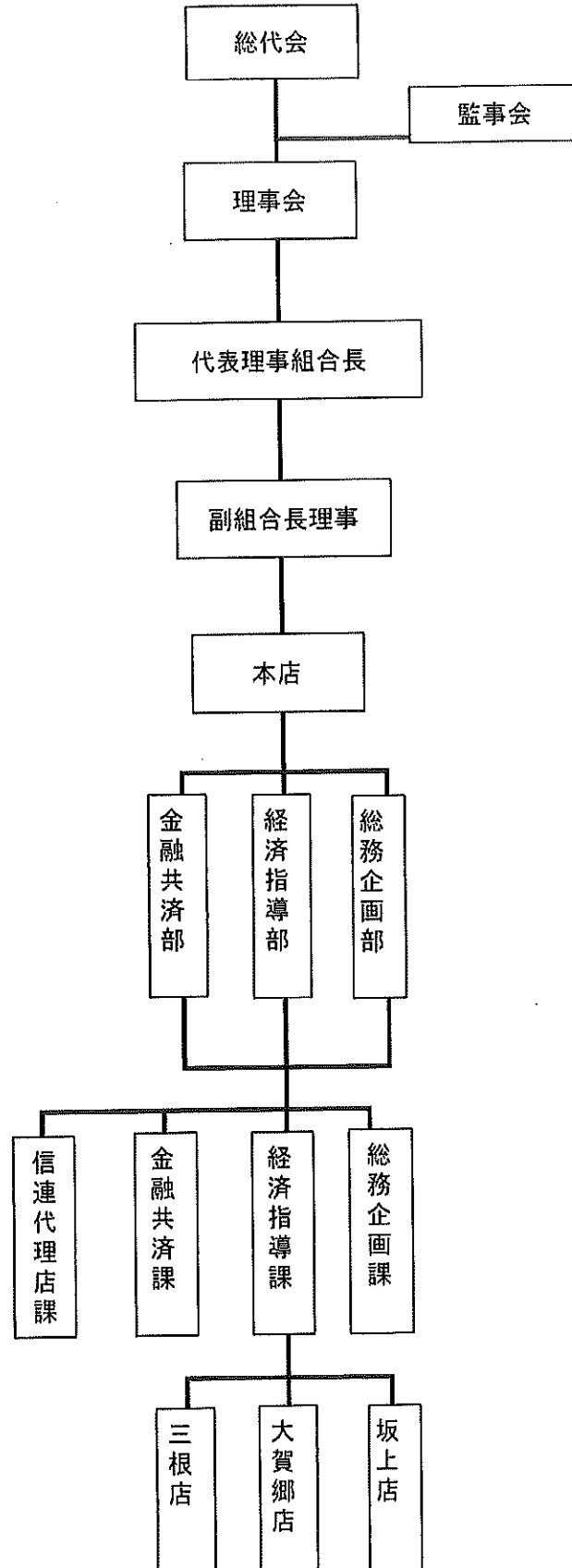
役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	菊池 勝男	常勤	理事	伊勢崎武二	非常勤
副組合長理事	沖山 宗春	非常勤	理事	浅沼大二郎	非常勤
理事	山下 誉	非常勤	理事	浅沼 實	非常勤
理事	浅沼 好	非常勤	理事	石井 敏一	非常勤
理事	菊池 國仁	非常勤	理事	沖山 至	非常勤
理事	伊勢崎善正	非常勤	代表監事	磯崎 正	非常勤
理事	菊池 寛	非常勤	監事	奥山 光洋	非常勤

4 職員

(単位：人)

項目	令和2年度			令和3年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	40	27	67	21	13	34
営農指導員	-	-	-	-	-	-
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合計	40	27	67	21	13	34

(5) 組織の構成
イ 組合の機構



7 沿革・歩み

当JAは、平成13年4月1日に島しょ地区の6つの組合が合併し、はるか1千キロの小笠原諸島を含む全国で初の広域合併島嶼JAである、東京島しょ農業協同組合として発足しました。

しかしながら、合併を行う事で各地区JAの財務体質を強化し、各地域の重要な経済機関となるべく努力いたしましたが、各島を隔てる距離や交通の不便さ、過疎化などの諸問題が大きく影響し、大幅な経営改善を行わざるを得ない状況となりました。

平成18年度には収益性の向上と事務管理の合理化等を目的とした営業店舗の一部廃止と基幹店化による支店体制の再構築、平成28年1月23日には不採算の4地区の店舗の廃止、平成28年5月22日には、JAバンク東京信連へ信用事業の譲渡を行う等、様々な施策を行いました。最終的に令和3年の1月開催の臨時総代会において、残存している八丈島地区、利島地区、小笠原地区の3地区の店舗についても各地域の自主性、自律的経営を行うべく組合の新設分割の計画が承認され、令和3年5月24日を以って、八丈地区のJA東京島しょ、利島地区のJA利島、小笠原地区のJA小笠原アイランズの農協に新設分割を行い、各地区独自での農協経営を行っていき事となりました。

加えて令和4年4月1日には組合名称をJA東京島しょからJA八丈島に変更し、合併以前に原点回帰した農協経営を行うべく名実共に再出発を図ることとなりました。

8 店舗一覧

(令和4年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1536	04996-2-1251	1
三根店	100-1511	東京都八丈島八丈町三根1767-3	04996-2-0263	0
大賀郷店	100-1401	東京都八丈島八丈町大賀郷1	04996-2-1225	0
坂上店	100-1623	東京都八丈島八丈町中之郷2616-1	04996-7-0020	0

店舗外ATM設置台数 0台

9 特定信用事業代理業者の状況

(令和4年3月31日 現在)

該当する取引はありません。



J A 八丈島

本店 東京都八丈島八丈町大賀郷 1536
TEL. 04996-2-1251
FAX. 04996-2-1252

大賀郷店 東京都八丈島八丈町大賀郷 1
TEL. 04996-2-1225
FAX. 04996-2-1335

三根店 東京都八丈島八丈町三根 1767-2
TEL. 04996-2-0263
FAX. 04996-2-3660

坂上店 東京都八丈島八丈町中之郷 2616-1
TEL. 04996-7-0020
FAX. 04996-7-0634
